

官報號外 昭和十六年二月一日

○第七十六回 貴族院議事速記錄第七號

昭和十六年一月三十一日(金曜日)午前十時
十二分開議

議事日程 第七號
昭和十六年一月三十一日

午前十時開議
第一 借地法中改正法律案(政府提出)

第二 借家法中改正法律案(政府提出)
第三 商工會議所法第十四條ノ臨時特例ニ關スル法律案(政府提出)

第四 民法中改正法律案(政府提出)
第五 非訟事件手續法中改正法律案(政府提出)

第六 戸籍法中改正法律案(政府提出)

第一讀會
第一讀會
第一讀會
第一讀會
第一讀會
第一讀會

同日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ
民法中改正法律案可決報告書
非訟事件手續法中改正法律案可決報告書
戸籍法中改正法律案可決報告書
同日衆議院ヨリ左ノ政府提出案ヲ受領セリ
昭和十二年法律第八十四號中改正法律案

同日内閣總理大臣ヨリ左ノ通第七十六回帝國議會政府委員仰付ラレタル旨ノ通牒ヲ受領セリ
陸軍省所管事務政府委員
陸軍省法務局長 大山 文雄君
海軍省所管事務政府委員
海軍省法務局長 潮見 茂樹君
九部ニ定メマシタ

○議長(伯爵松平頼壽君) 是ヨリ本日ノ會議ヲ開キマス、請暇ノ件ニ付御諸ヲ致シマス、多木久米次郎君、病氣ニ付十日間請暇ノ申出ガゴザイマシタ、許可ヲ致シテ御異議ハゴザイマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)
○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認メマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 報告ヲ致サセマス
(白木書記官朗讀)
昨三十日本院ニ於テ可決シタル左ノ政府提出案ハ即日裁可ヲ奏請シ又可決ノ旨ヲ衆議院ニ通知セリ

臨時軍事費豫算追加案(臨第一號)
同日本院ニ於テ可決シタル左ノ政府提出案

ハ即日之ヲ衆議院ニ送付セリ
兵役法中改正法律案
陸軍軍人軍屬違警罪處分例中改正法律案
海軍軍人軍屬違警罪處分例中改正法律案

イマセヌカ

〔異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認メマス、柳川司法大臣
(左ノ案ハ朗讀ヲ經サルモ参照ノタメ茲ニ載録ス以下之ニ倣フ)

右
借地法中改正法律案
借家法中改正法律案
借家法中改正法律案

勅旨ヲ奉ジ帝國議會ニ提出ス
昭和十六年一月二十八日
内閣總理大臣 公爵近衛 文麿
司法大臣 柳川 平助

勅旨ヲ奉ジ帝國議會ニ提出ス
昭和十六年一月二十八日
内閣總理大臣 公爵近衛 文麿
司法大臣 柳川 平助

借地法中改正法律案
借家法中改正法律案
借家法中改正法律案

第一條ノ二 建物ノ賃貸人ハ自ラ使用スルコトヲ必要トスル場合其ノ他正當ノ事由アル場合ニ非サレハ賃貸借ノ更新拒絶ヲ拒ミ又ハ解約ノ申入ヲ爲スコトヲ得

第二條 當事者カ賃貸借ノ期間ヲ定メタル場合ニ於テ當事者カ期間満了前六月乃至一年内ニ相手方ニ對シ更新拒絶ノ通知又ハ條件ヲ變更スルニ非サレハ更新セサル旨ノ通知ヲ爲サカルトキハ期間満了ノ際前賃貸借ト同一ノ條件ヲ以テ更ニ賃貸借ヲ爲シタルモノト看做ス

第三條 第二項ヲ削リ 同條中「前條」ヲ「前條第二項」ニ改ム

第三條ノ二 一年未満ノ期間ノ定アル賃貸借ハ之ヲ期間ノ定ナキモノト看做ス

第四條第一項中「解約申入」ノ上ニ「賃貸借ノ期間満了又ハ」ヲ加フ

第六條中「前五條」ヲ「前七條」ニ改ム

第六條ニ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ場合ニ於テ建物アルトキハ土地所有者ハ第四條第一項但書ニ規定スル事由アルニ非サレハ異議ヲ述フルコトヲ得ス

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本法ハ本法施行前ニ爲シタル建物ノ賃貸借ニ付亦之ヲ適用ス

第一條ノ二ニ改正規定ハ本法施行前ニ解約ノ申入アリタル場合ニモ亦之ヲ適用ス

但シ本法施行前既ニ借家法第三條第一項

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

ノ期間ヲ經過シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
本法施行ノ際現ニ存スル建物ノ賃貸借ニシテ本法施行後一年内ニ其ノ期間満了前一
ベキモノニ付當事者ガ其ノ期間満了前一年内ニ相手方ニ對シテ爲シタル更新拒絶
ノ通知又ハ條件ヲ變更スルニ非ザレバ更
新セザル旨ノ通知ハ第二條第一項ノ期間
内ニ爲サザルモノト雖モ之ヲ同條同項ノ
期間内ニ爲シタルトキハ第四條ノ改正規定
因リ終了シタルトキハ第六條ノ改正規定
ニ拘ラズ轉貸借モ亦終了ス

(國務大臣柳川平助君演壇ニ登ル)

○國務大臣(柳川平助君) 借地法中改正法

律案ニ付キマシテ、提案ノ理由ヲ御説明申上ゲマス、近來建物及土地價格が漸次昂騰

加致シマシタ爲ニ、借地權ノ期間ガ満了致

シマスト、土地所有者ハ其ノ土地ヲ他ニ利

用スル必要上、借地契約ノ更新ヲ肯ジナイ

ト云フ事態ヲ生ズルニ至リマシタ、勿論契

約ノ更新ヲ拒絶スレバ、借地權者ハ建物ノ

買取ヲ求ムルコトガ出來マスガ、其ノ買取

代金ハ時價ト云フコトニナッテ居リ、此ノ

時價ハ、建物其ノモノノ時價デ、所謂借地

權ノ價格ハ之ヲ包含シテ居ナインデアリマ

スカラ、一般ノ建物價格ニ比シ低イノデア

リマス、從ツテ土地所有者ハ、建物ヲ買取ッ

テモ尙土地ノ明渡シヲ求ムルヲ利得トス

ル譯デアリ、借地權者ハ必ズシモ救濟セラ

レナインデアリマス、而シテ建物ノ所有者

ガ、建物ヲ他ニ移轉スルコトヲ強制セラレ

ルコトハ、ソレガ自己ノ住宅ニシテモ將又

貸家ニシテモ、到底忍ビ難キコトデアリマ

ス、土地所有者ガ更新ヲ拒絶スルト云フ弊

害ハ、事變以來相當目立ッテ參リマシタ、併

シ土地所有者ハ、契約ノ更新ヲ拒絶シテ

モ、又再び何人カニ借地權ヲ設定スルヲ常
トスル譯デアリマスカラ、更新ヲ拒絶スル

理由ハ頗る薄弱ナルモノト言ハネバナリマ

セヌ、此ノ點ヲ圓滿ニ解決スル爲、借地法

ヲ改正シ、契約期間満了スルモ建物ガ存ス

ル限り契約ハ當然更新スルモノト致シ、土

地所有者ガ自ラ使用スル必要ガアル場合、

其ノ他正當ノ事由アル場合ニ、土地所有者

ガ異議ヲ述べレバ例外トシテ更新シナイ、

ソシテ更新シナイ場合ニハ、建物ノ買取請

求權ヲ認メルト云フ風ニ改メムトスルノデ

アリマス、本改正案ハ何處迄モ債務ノ不履

行ナキニ拘ラズ、唯單ニ期間満了シタガ爲

ニ土地ノ明渡シヲ求メラレル場合ヲ調整

シ、無用ナル爭ラ避ケシメムトスルニ在ル

ノデアリマシテ、此ノ改正案ガ公布セラレ

タル暁ニハ、借地關係ノ圓滿ナル處理ニ貢

獻スル所ガ尠クナイト信ズル次第デアリマ

ス、何卒十分御審議ノ上、本案ノ通過ニ御

協力アラムコトヲ希望致シマス、次ニ借家

法中改正法律案ニ付キマシテ、提案ノ理由

ヲ御説明申上ゲマス、近來建物ノ價格ガ昂

騰シ、借家ガ拂底ヲ告グルニ至リマシテ、賃

貸人ノ中ニヘ、或ハ期間満了ヲ奇貨トシ或ハ

解約ノ權利ヲ不當ニ行使シ、何等ノ債務不

履行モナキ賃借人ヲ追立テ、空家トシテ之ヲ

他人ニ賃貸シ、自ラ不當ノ利益ヲ受クル爲

ニヘ、賃貸人ニ迷惑ヲ及スモ毫モ顧ミナイ

ト云フ弊風ガ生ジテ參リマシタ、之ガ爲例

ト云フ事例モナク不當ニ追立テラレル

不合理ヲ調査セムトスルニ在ルノデアリ

マシテ、此ノ法案ガ公布セラレタ暁ニハ、

文ヲ整理シ、且必要ナル經過規定ヲ設ケタ

ノデアリマス、本改正案ハ、何處迄モ賃借

人ガ何等ノ理由モナク不當ニ追立テラレル

リマシテ、此ノ外ニ之ニ關聯シテ二三ノ條

案、政府提出、第一讀會、小林商工大臣

商工會議所法第十四條ノ臨時特例ニ關

スル法律案

○子爵秋田重季君 贊成
○議長(伯爵松平賴壽君) 戸澤子爵ノ動議
ニ御異議ハゴザイマセヌカ
(近藤書記官朗讀)
借地法中改正法律案外一件特別委員
公爵岩倉具榮君 侯爵黒田長禮君
伯爵德川宗敬君 關屋貞三郎君
子爵秋月種英君 子爵富小路隆直君
子爵植村家治君 柴田善三郎君
男爵肝付兼英君 男爵渡邊修二君
男爵村田保定君 長岡隆一郎君
安宅彌吉君 佐々木八十八君
ノ不足ト殷賑産業ノ勃興ニ原因シ住宅ノ拂底
其ノ極ニ達シ、建物價格ハ甚ダシク昂騰シ
テ參リマシタ爲、賃貸人ハ、或ハ期間満了
スルヲ得ナイモノガアリマス、此ノ弊害ハ
ノ場合契約ノ更新ヲ爲サズ、或ハ解約ノ申
入ヲ爲シテ、賃借人ヲ追立テ、建物ヲ他ニ
賣却セムコトヲ企テ、其ノ弊害ハ到底黙視
ノ防止シテ來タノデアリマスガ、最早調停
ノミニ依リテハ到底解決スルコトガ出來ナ
イヤウナ状況ト相成リマシタノデ、今回借
家法ヲ改正シマシテ其ノ弊害ヲ防止シタイ
ト存ズルノデアリマス、即チ建物ノ賃貸人
ハ、自ラ使用スルコトヲ必要トスル場合、
其ノ他正當ノ事故アル場合デナケレバ、賃
貸借ノ更新ヲ拒ミ又ハ解約ノ申入ヲ爲スコ
トヲ得ナイモノトシ、何等債務不履行ナキ
善良ナル賃借人ヲ保護スルコトト致シ、又
ト存ズルノデアリマス、是ト一致セシムル趣旨ヲ以テ、當
事者ガ期間ヲ定メタ賃貸借ニ於テ期間満了
ノ場合ノ更新拒絶ニ付テモ、賃貸人ヨリ、
一定ノ期間内ニ通知ヲ爲サシムルコトトシ
タノデアリマス是ガ本改正案ノ主要點デア
リマシテ、此ノ外ニ之ニ關聯シテ二三ノ條
案、政府提出、第一讀會、小林商工大臣
商工會議所法第十四條ノ臨時特例ニ關
スル法律案

勅旨ヲ奉ジ帝國議會ニ提出ス
昭和十六年一月二十八日

内閣總理大臣 公爵近衛 文麿

商工大臣 小林 一三

○議長(伯爵松平賴壽君) 日程第三、商工
會議所法第十四條ノ臨時特例ニ關スル法律
案、政府提出、第一讀會、小林商工大臣
商工會議所法第十四條ノ臨時特例ニ關

スル法律案
自己ノ名ヲ以テ商行爲ヲ爲スヲ業トスル
者、鑄業權者又ハ取引所ハ其ノ者ニ付營
業稅又ハ取引所特別稅ノ一年間ノ納稅額
ノ決定セラレタルコトナキ場合ニ於テハ
商工會議所ノ地區内ニ於テ營業收益稅、
鑄產稅又ハ取引所營業稅ヲ一年間ニ命令
ノ定期額以上納ムルトキハ之ヲ商工會
議所法第十四條第一項第三號ノ條件ヲ具
フルモノト看做ス
斯ルノ動議ヲ提出致シマス

○子爵戸澤正己君 只今議題トナリマシタ
借地法中改正法律案外一件ハ、十五名ノ特
別委員トシ、其ノ委員ノ指名ヲ議長ニ一任

商工會議所法第十四條第一項第三號但書

リデ御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○子爵西大路吉光君 直チニ各案ノ第三讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵秋田重季君 賛成

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認メマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 西大路子爵ノ動

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認メマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○議長(伯爵松平頼壽君) 三案ノ第三讀會ヲ開キマス、三案全部、第二讀會ノ決議通り御異議ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認メマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 三案ノ第三讀會ヲ開キマス、三案全部、第二讀會ノ決議通り御異議ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

般國語案議會ヲ擴充致シマスルト共ニ、國語課ト云フモノヲ新設致シマシテ、兩者協力ノ上調査研究ヲ促進致シマシテ、成案ヲ得次第之ヲ實行ニ移スベク期シツ、アル次第ゴザイマス、尙國語ノ表記ニ付キマシテハ、是ハ古來ノ歴史傳統カラ考へ、又文字使用ノ現狀カラ申シマシテモ、今俄カニ音素文字ニ改ムルト云フコトハ、是ハ適當考ヘテ居リマセヌ、即チ國語ノ表記ハ、先づ音節文字ニ依ルヲ適當ト考ヘテ居ル次第デゴザイマス、次ニ「ローマ」字ヲ國民學校ニ於テ教ヘルコトニ付キマシテハ、是ハ高等科卒業迄ニハ適當ニ之ヲ教授シ得マスヤウニ致シタ伊考ヘテ居リマス、最後ニ國語ノ「ローマ」字綴リ方ニ關スル内閣訓令ノ趣旨ゴザイマスルガ、是ハ官廳ニ於キマシテハ徹底シテ居ルモノト考ヘテ居リマスルケレドモ、尙今後其之が趣旨ノ徹底方ニ付キマシテハ十分努力ヲ致シマス、右御答ヘ申上げマス

〔田中館君演壇ニ登ル〕

○田中館君 楽橋君演壇ニ登ル 御挨拶ヲ申上げマス、昨今極メテ御忙ガシイ所、詳シク御答辯下サレマシテ感謝致シマス、國語ノ調査ニ付キマシテハ、全ク政府ノ御覽ニナル所ト御同感ゴザイマス、唯此ノ調査ノ完備スル迄御待チニナツテ實行ヲ爲サルヨリハ、出來上ツタ所カラ部分的ナリトモ實行爲サレムコトヲ希望致シマス、先達テ申シ残シマシタガ、教育年限ノ長引キマスコトハ、男女共ニ結婚ノ時期ヲ長メルコトニ相成リマス、是ハ只今厚生省ニ於テ問題トナツテ居リマス人口増殖ニモ影響スル所少カラヌコトト存ズルノデアリマス、ドウカ此ノコトモ、御盡力ノ上ニモ更ニ御盡力ヲ御願ヒ致ス次第アリマス、次ニ、音素文字ハ今俄カニ採用スルコトハムヅカシイ、是モ全ク御同感デゴザイマシテ、實ハ先達テ賛賛會ヨリ社團法人「ローマ」字會ニ對シテ、其ノ目的、

○議長(伯爵松平頼壽君) 次會ノ議事日程ハ、決定次第纂報ヲ以テ御通知ニ及ビマス、本日ハ是ニテ散會致シマス

午前十時四十五分散會